

令和4年度第1回青森県青少年健全育成審議会

日時：令和4年6月1日（水）13：15～14：45

場所：東奥日報新町ビル3F D会議室

（司会）

それでは、定刻となりましたので、ただ今から「令和4年度第1回青森県青少年健全育成審議会」を開会します。

開会にあたり、青森県環境生活部長の石坂から御挨拶申し上げます。

（石坂部長）

環境生活部長の石坂でございます。

本日は、御多用の中、本審議会に御出席賜り、また日頃から青少年行政をはじめ、県政全般に格別の御理解と御協力を賜り、誠にありがとうございます。

近年、少子化や情報化社会の急速な進展など、子どもや若者を取り巻く社会環境は劇的に変化しております。

このような中、不登校やひきこもりなど、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子どもや若者に対する教育、福祉、保健、医療、雇用、青少年育成などの関係機関と連携した継続的な支援やインターネット利用に起因する児童・生徒の犯罪被害やいじめ、ゲームやネット依存への対策が急務となっております。

更に新型コロナウイルス感染症の流行の長期化により、心身の不調を訴える子どもたちが増え、うつ症状が出て、誰にも相談せず抱え込む傾向にある、との報告も見られるところでございます。

県では、平成29年度に策定いたしました「第2次青森県子ども・若者育成支援推進計画」に基づき、各種施策を総合的かつ計画的に推進しているところであり、更に今年度は、来年度から始まる次期推進計画の策定に取り組むこととしております。

本日は、青森県青少年健全育成条例の運用概況をはじめ、推進計画に基づく県の取組状況や次期計画の骨子案について御報告させていただくほか、子どもたちのインターネット利用の課題につきまして、意見交換をお願いしたいと考えております。

委員の皆様には、青少年の健全育成に向けて、忌憚のない御意見を賜りますようお願い申し上げます。

本日は、どうぞよろしく申し上げます。

（司会）

ここで、今年度から新たに委員に就任された3名の方を御紹介します。

青森県小学校長会から、青森市立戸山西小学校長の三橋信子委員です。

三橋委員、どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、青森県高等学校長協会から、青森県立鱒ヶ沢高等学校長の川浪泰浩委員です。

川浪委員、どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、青森県PTA連合会から、横岡千和子委員です。

横岡委員、どうぞよろしくお願いいたします。

次に本日の会議の成立について御報告申し上げます。

青森県附属機関に関する条例第6条第3項により、会議の成立には、委員の半数以上の出席が必要となります。

本日は、出席者名簿にありますとおり、24名のうち、半数以上の19名が出席されており、会議が成立していることを御報告いたします。

それでは、議事に入ります。

青森県附属機関に関する条例第6条第2項により、会長が会議の議長を務めることになっておりますので、ここから先の議事進行は、田名場会長にお願いいたします。

(田名場会長)

会長を務めさせていただいております田名場と申します。

先ほど、石坂部長からもお話がありましたように、子どもを取り巻く様々な課題がございました。そういった中、コロナウイルス感染症の課題、更には世界的な問題も、多々、最近のニュースでは取り上げられております。

そういった状況の中で、経済的な課題を抱える御家庭もあるのかもしれませんが、あるいは、健康の不安を抱えている御家庭もあるのかもしれませんが。漠然とした不安が募っているお子さんもいるのかもしれませんが。どんなお子さんもとりこぼすことなく、対応ができるよう、皆さんのお知恵を拝借しながら、取り組んでいきたいと思っております。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、次第に従いまして議事を進めて参ります。

まず、委員の入れ替えがございました。

図書部会委員およびいじめ部会委員につきまして、青森県附属機関に関する条例第12条第2項より、審議会の会長が指名させていただくことになっておりますので、御指名させていただきます。

まず、図書部会委員につきましては、先ほど紹介がございました、青森県小学校長会の三橋委員に、前任の野沢委員に引き続き御協力いただきたいと思います。

よろしくお願いいたします。

続きまして、いじめ調査部会には、先ほど御紹介いただきました、青森県PTA連合会の横岡委員に前任の山本委員に引き続き、御協力いただきたいと思いますので、どうかよろしくよろしくお願いいたします。

それでは、次に、議題に入らせていただきます。

議題（２）から（４）まで、事務局から一括して説明いただいて、その後、質疑応答の時間を設けたいと思います。

それでは、議題の（２）「青森県青少年健全育成条例の運用概況について」事務局から説明をお願いします。

（事務局）

青少年・男女共同参画課の課長の松村と申します。

私から、黄色の冊子の青森県青少年健全育成条例の運用概況について説明させていただきます。

まず、１ページから４ページまでにつきましては、条例の制定、趣旨及び改正の経過、そして、推進体制、青少年健全育成審議会の設置及び組織の改正についてでございます。

こちらについては、記載のとおりですので、説明の方は省かせていただいて、４ページの３の（２）から説明させていただきたいと思います。

（２）審議会の開催状況でございます。

昨年５月に記載の内容で審議会を、ウェディングプラザアラスカで開催いたしました。

次に５ページの（３）図書类等部会の開催状況についてでございます。

昨年度は、記載のとおり４回開催しており、有害図書類の指定につきましては１５冊、推奨する書籍につきましては４冊、そして条例に基づく表彰のうち、個人の表彰は１１名、団体の表彰は２団体という結果となっております。

有害図書類の指定状況につきましては、同じページの（５）に、そして表彰及び推奨図書の内容につきましては、６ページから９ページに記載してございますので、説明の方は省かせていただきます。

同じページの５ページの（４）いじめ調査部会の開催状況についてですが、昨年度の開催実績はございません。

続きまして、７ページを御覧いただきたいと思います。

下の方に（７）団体の行う活動等の推奨状況、それから、続きまして９ページの方の下の方を御覧いただきたいと思います。

（９）優良映画の推奨状況につきましては、こちら、２つの項目とも、該当の方はございませんでした。

続きまして１０ページを御覧いただきたいと思います。

社会環境浄化活動の状況でございます。

（１）、（２）は省かせていただきまして、（３）の社会環境浄化一斉調査の結果についてでございます。

まず、アの図書类等収納自動販売機の関係です。

（ア）設置台数等につきましては、表のとおり、本年３月末現在で５６台設置されており、

10市町村に16か所となっております。

ここで、笹木委員から御質問いただいております。

恐縮ですが16ページの資料2を、御覧いただきたいと思います。

自動販売機が設置されているのは、表にあるとおり、青森市、八戸市、十和田市、むつ市、そして上北郡の一部、三戸郡の一部となっております。

津軽方面はございません。

その理由について知りたいという御質問でございました。

まず、設置業者の所在の場所なのですが、青森市と八戸市、そして岩手県北に業者がおります。こちらの業者が青森市、むつ市、県南方面に設置しており、それで、いろいろと移動の経路等を考えながら、こういうような配置になっていると考えてございます。

一方、津軽方面につきましては、1業者が過去に設置しておりました。秋田県の業者でございます。

こちらの業者が廃業したので、以降、設置する業者が現れていないということで、結果として、津軽方面には設置しているものがないということになってございます。

それでは、また10ページにお戻りいただきまして、(2)設置台数の推移でございます。

推移は、表のとおり、平成29年度までは減少傾向で、その後、10年間程度は横ばいとなっております。

ここで、笹木委員から、もう1点、御質問がございました。

こちらのグラフで、まず、平成17年度、18年度、そして24年度が、過去3回、設置台数が大幅に減少しているということで、その理由について伺いたいという御質問でございました。

まず、平成8年10月に自動販売機等への指定図書類等の収納禁止、それから、自動販売機等による図書類等の販売の届出が、新設されました。

その後、県による指導や行政命令、そして警察による摘発等が繰り返され、もう1点、先ほどの届出、販売等届出の制度、販売事業者の中で福島県と、それは違法じゃないかということで訴訟を起こしております、事業者が敗訴したことがございまして、現在、設置している自販機を、撤去、本県からも撤退したということなどが重なって、その節目、節目が先ほどの17年度、18年度、それから24年度ですね、減少に繋がったと考えてございます。

詳細につきましては、別途、本日配付いたしました、質疑応答等一覧に記載しておりますので、後ほど御確認いただきたいと思います。

それでは、次に11ページの方のウを御覧いただきたいと思います。

一般書籍販売店の関係でございます。

まず、説明にあたりまして、四角く囲んでいるところの部分でございます。

有害図書類等の取扱い店における区分陳列、表示、見通しなど、青少年が購入しないように、店の配慮、状況の調査結果となっております。

それでは、ウの説明文の2行目の部分からの説明になりますけれども、区分陳列など、いず

れかの措置を行っている店舗は、こちらの最後の表にあるとおり、92.7%という結果になってございます。

続きまして、12ページを御覧いただきたいと思います。

スーパーマーケット、コンビニエンスストア等における配慮の関係です。

それから、オ、DVD等販売店の関係でございます。

それから、カはコンピューター・ソフト販売店の関係でございますが、こちらの3店につきましても、ほぼ90%という結果になってございます。

引き続き、区分陳列などの協力につきまして、店舗側に協力の方を要請して参りたいと考えてございます。

続きまして、13ページのキ、古物買取店・特定がん具販売店の関係でございます。

こちらの方は、大幅な変化はございませんでした。記載のとおりでございます。

次のク、個室カラオケ営業店では、全店舗で条例を遵守して、深夜の立入制限の方を実施しているという状況でございます。

最後に14ページを御覧いただきたいと思います。

条例違反の検挙状況についてでございます。

表のとおり、昨年度は、35件の検挙となっております。ここ数年を見ますと、横ばいの状態となっております。

そして、6、少年補導センターの設置状況につきましては、表のとおり8市と三戸町の計9市町に設置されております。

以上で説明の方を終わらせていただきます。

(田名場会長)

ありがとうございます。

それでは、続きまして、議題の(3)青森県子ども・若者育成支援推進計画につきまして、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

青少年・男女共同参画課青少年グループの鈴木と申します。

私からは、資料の1と2を使いまして、青森県子ども・若者育成支援推進計画のモニタリング指標の状況、それから令和3年度、4年度の関連事業の状況を御説明します。

その後、資料3を使いまして、今年度、子ども・若者育成支援推進計画改定の年度となっておりますので、そちらの方について御説明したいと思います。

座って説明させていただきます。

まず、資料1、第2次青森県子ども・若者育成支援推進計画のモニタリング指標一覧という、このA3判の縦になっているものをかいつまんで御説明します。

基本目標5つに重点目標がそれぞれつきまして、指標の方が、1番目から27番目までと

いうことになっておりますけれども、それぞれの指標について、どの程度上がれば、あるいは下がれば悪化したのか、改善したのかというのは、なかなか一概には言えないところがありますので、資料1に関しましては、下の※参考のところがございますけれども、最新値が前回値よりも10%以上増減したものの。あるいは、パーセント表示のものは10ポイント以上増減したものを黄色または青でマーキングしております。

ただし、この中でも、最新値が未確定であったり、前回値が未実施であったりとか、あるいは、例えば、相談件数、増えることはいいことなのか、悪いことなのか、ちょっと判別に悩むところについては、マーキングしていません。

そういうふうに見ていきますと、黄色で良くなる方向にあると考えられるものは、例えば、指標の6番の「地域若者サポートステーション」における就職等進路決定者数ですとか、8番のいじめの認知件数、それから15番の①、県内の少年非行の状況として、犯罪少年人数が黄色マークということで、良くなる方向にあるのではないかと。

少年非行の状況は、良くなっている部分、悪くなっている部分、あるんですけれども。一方で22番と24番を御覧いただきますと、出会い系サイトなどに起因する犯罪被害に遭った少年数が増えていたり、あるいは24番、声かけ事案の発生件数が増えていたりという状況にあります。

続いて、資料の2番を御覧ください。

こちらが、5ページ目からになりますけれども、関連事業として、庁内各課に照会をかけた上で、令和3年度の実績、それから令和4年度の予算の状況というところを聞き取りしてまとめたものです。事業数につきましては、それぞれの重点目標ごとにあげていただいていますので、重複するものもございますので、延べ数を単純に集計しますと、185の事業ということになるんですが、実数で再掲を除いていきますと、資料2、一番最初の表の下にありますとおり、150事業というふうになっています。

こちらの各課の事業の方、詳細は5ページ以降の表を御覧いただきたいと思いますが、例えば、19ページに障害福祉課の医療的ケア児の関係であったりとか、それから、24ページを御覧になりますと、当課の若者のサード・プレイスづくり事業ですとか、新規の事業も幾つか見られるところです。

ここで、委員から事前にいただきました質問についてお答えしたいと思います。

まず、柏谷委員から、資料の8ページ、「命を守る！防災教育推進事業」についてというのがございますけれども、令和3年度予算と比較して、4年度予算が減額となっているのは何故かということで、改めて所管課の方に確認しましたところ、令和4年度の予算額が217万9千円となっておりますけれども、これ、誤りがございまして、正しくは、5455、545万5千円ということでした。こちらの方、訂正をお願いしたいと思います。

それから、同じ事業が再掲で27ページが一番下にも出てきておりますので、こちらも2179を5455に訂正いただきたいと。

増額ということになっておりますけれども、この増額分というのは、防災教育モデル指定校

というのを6校指定しまして、学校と地域が連携した防災訓練に関する検討協議会、こちらの方を開催するための経費ということで説明を受けております。

続きまして、24時間いじめ等電話相談事業について、こちら柳町委員から御質問をいただいておりますけれども、資料の方は、16ページ、6番ということになります。

令和3年度予算と比較して、令和4年度の予算が減額になっているということで、その理由ということなんですけれども、確認しましたところ、この事業は、前年度の実績に基づいて、当該年度の委託料、予算額が決まるというような仕組みになっているということです。

元年度、令和2年度は、例年並みの実績ということで、平年並みですときていたんですけども、令和2年度が、年度の後半、予算の時期を過ぎてから件数が増えたということで、令和3年度の事業計画としては、1千万を超える金額ということになっていた。その後、その金額でやってみたものの、令和3年度は、例年並みであったということなので、令和4年度は、また例年並みに戻った。そういう予算、契約金額の決め方のシステムによるところで、このような金額の変動があったということです。

それから、23ページ、こちら柳町委員からいただきました御質問ですが、SNSを活用した相談事業ということで、こちらの期間設定、夏休みと冬休みの夜間で設定されている理由ということで御質問を受けました。

資料の方にもありますとおり、開設期間というのが、長い休みが終わる間際の期間にプラスして始業式を挟んで新しい学期の一定の期間ということになっておりまして、こちらは、長期休み明け前の不安感ですとか、休み明け後の環境の変化による悩みに対して、そういうものを抱える学生に伝えるために、この期間を設定している。特に不安感が強く現れる夜間に焦点をあてて事業を実施しているということで、このような期間設定になっているところでの説明でした。

続きまして、資料3を御覧いただきまして、こちら、第2次青森県子ども・若者育成支援推進計画の改定について、当日配付ということになってしまいまして、大変御不便をおかけしました。本来ですと、前もって配付させていただいて、この場でいろいろな御意見をいただくところなんですけど、本日、説明を申し上げた上で、また資料の方を確認していただいて、後日、別様式で御質問等をいただければと思っております。

資料の説明をしていきます。

1番の概要ですけれども、青森県子ども・若者育成支援推進計画ですけれども、子ども・若者育成支援推進法がございまして、こちらに基づいて、また国が定める大綱を勘案しながら、計画を作成しなさいということになっております。

本県では、平成30年3月に現行の第2次の計画を策定しましたが、今年度は、終期ということになっております。

令和3年4月に国が定めました第3次大綱、それから、その後、本県が実施しました、若者自立支援のための実態把握調査等々を踏まえまして、第3次計画、こちらの策定作業を進めるというものです。

第2次計画の評価としましては、先ほどの資料1に似ているんですけども、別紙1、こちらの方も大体同じような趣旨でマーキングしておりますが、若干、マーキングされている項目が変わっております。

これは、第2次計画策定時からの経年での変化ということを踏まえて、先ほどは前年と比較して、というものだったんですが、別紙1は、経年での変化というものを踏まえてマーキングしております。

2回以上、連続して増加、または減少したものをマーキングということで、ひとまずの目安ということで、このような形で資料を作りました。

これをまとめてみますと、資料3の1ページ、2の2段落目ですけども、基本目標Ⅱ「困難を有する子ども・若者やその家族へのきめ細かな支援」については、大体充実が図られているところになります。いじめ、不登校などの対応のうち、不登校の発生件数は増加傾向にある。先ほどもちょっと触れましたけども、触法少年人数とか全刑法犯に占める少年の割合、少年非行の状況は減少、良くなる方向なんですけども、様々な新しい犯罪の被害者となる少年数が増えることが懸念されるというところと言えます。

(1)と(2)に取組が進んでいると思われるもの、今後も取組が必要と考えられるものをまとめてあります。

3ページを御覧いただきまして、第3次大綱の概要ということで、内閣府が実施します、「子供・若者の意識に関する調査」において、自分の部屋、家庭、インターネット空間、地域、学校、職場のいずれの場所も居場所として感じる割合が減少しているというところがありまして、第3次大綱のキーワードとしては、居場所というものが取り上げられて、副題にも反映されています。

若干、第2次の国の大綱と第3次の大綱を比べますと、基本的な方針の順番が変わっております、それを比較したものが次の図であります。

まず、第2次の5番目が3番目にあがって、第2次の3番目、4番目がそれぞれ繰り下がって、担い手の養成で終わっていた5番に、「・支援」が付いております。

計画改定のポイントとしましては、子ども・若者が過ごす以下の場ごとの状況を踏まえて、大綱に盛り込まれた内容と整合を図りながら改定する。

①「家庭」から⑤「就業」までがいわゆる「場」ということで記載されているものです。

そして、(2)番、先ほどお伝えした様々な実態調査などを踏まえて改定するということです。「若者自立支援のための実態把握調査」は、適切な支援があれば、若者の希望の実現が可能、等のところが読み取れます。

また、4ページ目、上の方を御覧いただきまして、令和2年度実施しました「青少年の意識に関する調査」では、家庭・家族への評価が高い子どもは自己肯定感が高いですとか。その一方で、フィルタリング機能について知っている子どもが減っているとか。というようなところが、この調査から見とれます。

以上のポイントを踏まえまして、大きな柱である基本目標、重点目標などについて検討し

た上で、第2次計画の改定というところに進めていきたいと思えます。

第2次、第3次大綱を比較して、図として4ページと5ページにお示しました。

基本目標の移動は、先ほど御説明したとおりです。

6ページを御覧いただきまして、改定のスケジュールですけれども、まず、本日、第1回青少年健全育成審議会で御説明申し上げた上で、行政連絡会議ですとか、地域協議会、それから地域ネットワーク会議等での骨子案の説明を行います。

結果を踏まえまして、計画素案をとりまとめの上、9月上旬の市町村、それから行政連絡会議、地域協議会等での意見照会を経て、一応、目途としまして、10月中旬に第2回の審議会の方で素案の方を御説明したいと考えております。

その後、11月下旬にパブリックコメント、そして2月上旬から2月中旬にかけて、諮問、答申いただいた上で計画決定というところでのスケジュールを考えております。

別紙として、先ほど御説明しまして、別紙2は、第3次大綱の概要ということになっております。

それから、別紙3、こちらの方、計画骨子案としてお示ししておりますけれども、1点、誤りがございまして、2枚目をお開きいただき、基本目標V、子ども・若者の成長を支える担い手の養成・支援、こちらの支援ですけれども、本県の状況を鑑みまして、担い手を養成した上で支援をするということであろうということ、なかなかまだ、養成の段階で何とかしようということやしているところですので、支援については、骨子案から、まず除いた形で従来どおり担い手の養成ということを進めていきたいと考えております。

お手数ですが、修正の方をお願いします。

以下、別紙4から別紙7につきましては、御説明申し上げる、あるいは意見照会を差し上げる組織の概要ということ。

あと、別紙様式として、第2次青森県子ども・若者育成支援推進計画の改定に関する質問票というものをお配りしておりますので、本日、御説明した資料等について、御意見、御質問ございましたらFAX、またはメールで結構ですので、6月13日までこちらまでお送りいただければと思います。

あと、参考としまして、第2次子ども・若者育成支援推進計画、概要版の方をお付けしましたので、後ほど御覧ください。

私の方からの説明は以上になります。

(田名場会長)

ありがとうございました。

続きまして、議題の(4)今年度の主要事業について、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

青少年・男女共同参画課の上野と申します。

着席して説明いたします。

私からは、今年度の青少年・男女共同参画課少年グループの主な事業について御説明いたします。

資料は、資料4から7までとなります。A4横のポンチ絵が続いております。

資料4を御覧ください。

今年度の新規事業「若者のサード・プレイスづくり事業」です。

現状分析と課題は省略いたしまして、事業の概要について御説明いたします。

また、この事業につきましては、柳町委員から質問を頂戴しておりまして、その回答も交えながら御説明したいと思います。

この事業は、困難や生きづらさを抱える若者が社会的な孤独や孤立に至らないよう、若者が参加し、存在が認められ、安心して発言できる場、この事業では、サード・プレイスと呼ぶことにしておりますが、それを作り、相談支援機関や社会参加活動団体などへ繋いでいくとともに、サード・プレイスづくりを支援していく人財育成に取り組んでいこうというものです。

事業では、有識者による検討会議を設置し、サード・プレイスのあり方、YouTubeを想定しておりますが、その配信内容や構成、投稿、コメントへの対応基準や配信内容への視聴者のための、そしてリアルなサード・プレイスの場へ繋いでいく方法を検討・評価するとともに、現場の担当者や元当事者等の声を検討会に届けるワークショップを開催することとしています。

予定しているYouTubeでは、コーディネーターとゲストの対談に視聴者がインターネットを通じて参加する、バーチャル上でのサード・プレイスを、現在のところ、1回あたり30分程度で8回程度、ライブ配信するとともに、ライブ配信したものにつきましては、アーカイブ化して、そちらの方も見るができるようにすることで、視聴者の発言機会を多く作りたいと考えております。

併せて、SNSを使った広告配信はじめ、多様な広報手段を使って、このバーチャルのサード・プレイスの周知に取り組みます。

取組2の地域支援体制の強化につきましては、研修会を開催することを通して、サード・プレイスづくりを支援する人財を育成して参りたいと考えております。

資料5を御覧ください。

青少年のネットセーフティ向上推進事業です。

この事業は、昨年度から取り組んでいる事業で、SNSを通じて犯罪被害に遭う青少年が増加していることや、インターネット利用の低年齢化が進んでいることから、インターネットを介在した犯罪やいじめなどの問題を保護者が自分ごととして捉え、フィルタリング設定や家庭でのルールづくりを実践するよう促すとともに、青少年がネットモラルを身につけ、安全で安心して利用できるよう、警察本部と連携して取り組むものです。

詳細は省略いたしますが、この事業につきまして、本日、欠席されておりますが、中居委員

の方からは、「とても良い取組でも、学校でのモラル教育に限界があると考えているので、様々な視点から取り組むと良いのではないか」という励ましのコメントをいただいております。

この事業を踏まえまして、県で行っている出前トークという事業のテーマの1つとして、「青少年のネットセーフティ向上について」というテーマで出前トークに示したところ、現在までのところ、5つの小中学校から申し込みが来ているということで、このような機会も通じながら、青少年のネットセーフティの向上に努めて参りたいと考えております。

資料6及び7につきましては、継続して行っている事業でございますので、概略についてかいつまんで御説明いたします。

資料6は、子ども・若者を地域で支える体制強化事業です。

この事業は、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者を地域で支える体制の強化と定着を図るため、県内3地域、津軽、県南、下北で連絡調整団体、地域で連絡調整する、核となる団体を育成するとともに、連携にあたってのルールやコンセンサスづくりを進めていくもので、併せて支援を求める人たちと支援体制とつながる機会づくりとして、合同相談会を開催することとしているものです。

資料7の方は、命を大切にすることを育む県民運動の推進についてで、これにつきましては、ずっとやってきておりますので、説明については省略いたします。

資料7の参考ということで、今年度、実施する学校等につきまして御紹介しておりますので、後ほど御覧ください。

すみません、説明が漏れてしまったようなので。

柳町委員の質問に対してお答えいたします。

(「若者のサード・プレイスづくり事業」について) アーカイブから、30分ではコメント拾いの時間が足りないのか、という進行を想定しているのかということです。コーディネーターとゲストの対談に視聴者が参加する、ライブ配信ですので、なかなか投稿とか配信にコメントする時間、機会を逸する方もいらっしゃるのではないかなと思っておりますので、アーカイブ配信することによって、その後、ゆっくりコメント参加ができるようにしたいと考えております。

また、コメントにつきましては、今のところ想定しているのは、対談中に手前にモニターを置きまして、そこでコメントを両者とも見れるような形で、そういう声に反応というか、回答できるような形を考えております。

ひと枠30分、固定なのかというふうなことですが、進め方の中で、検討会議を設けて、中身を議論していただく、評価していただくということとしております。実際、着手してみて、30分で足りないのか、あるいはもっと延ばした方がいいのか、もっと短くした方がいいのか、いろいろな御意見を伺いながら、視聴者の方々が参加しやすい時間帯、長さにつきまして、検討していきたいと考えております。

すみません、説明不足でした。

以上です。

(田名場会長)

ありがとうございました。

委員の先生方から、あらかじめ沢山の御質問をいただき、ありがとうございました。

事務局からは、かなり詳しい説明をいただきました。

さて、これらの点に関しまして、あるいは新しい御意見や御質問がある方がいらっしゃいましたら、ご自由にお話いただければと思います。いかがでしょうか。

千葉委員、お願いします。

(千葉委員)

千葉です。

1つだけ、この会議にそぐっているのかどうかはとにかくとしまして、今、よくテレビ等で、ヤングケアラーの問題が結構出ているかと思うんですけど。今日の資料の中で、別紙の2にヤングケアラーという言葉があったのですが、青森県におけるヤングケアラーといえますか、そういう実態とか、その辺の状況みたいなものというのは、調べたり、何か資料みたいなものはあるのか、それを聞きたくて質問させていただきました。

(田名場会長)

ありがとうございます。

事務局、お願いします。

(事務局)

ヤングケアラーにつきましては、今年度、健康福祉部のこどもみらい課の方で調査や庁内での会議を行うと聞いております。資料2の方に載っているかと思いましたが、ちょっと探せないなので、後ほど確認してお答えしたいと思います。

以上です。

(田名場会長)

ありがとうございます。

よろしいでしょうか。

(千葉委員)

第3次の推進計画もこれからということですので、もしこういうヤングケアラー等の実情がちゃんと、問題があるようであれば、その辺も検討してもらえればよろしいのかなと思

っております。

以上です。

(田名場会長)

ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。

私の方から1点、事前にお伝えすればよかったのですが、資料1のいじめの認知件数、平成3年の統計結果が減少ということで改善方向という判断は、もしかすると逆かもしれません。

いじめ減少に効果的な働きかけがあつて認知件数が減ってくるという可能性がある一方で、いじめへの注意が薄れた結果として認知件数が減る可能性もあると思います。この数値は、注意深くみていった方がいいと思います。

他、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

時間が押しております、次の意見交換の方に移らせていただければと思います。

今回は、事務局からの提案で、子どものインターネット利用の課題をテーマに意見交換を行います。

はじめに、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

青少年・男女共同参画課の三上と申します。座って説明させていただきたいと思います。

今回、意見交換のテーマを「子どものインターネット利用の課題」とした趣旨等について簡単に説明したいと思います。

近年、子どものインターネット利用が急速に進んだ一方で、子どもがインターネットを仲立ちとしたいじめや犯罪に巻き込まれるということが増えておりまして、子どものインターネットとの付き合い方は、引き続き大きな課題と認識しているところです。

私共としましては、子どものネットリテラシーの向上のため、また、保護者のフィルタリング設定ですとか、家庭でのルールづくりの意識を高めていくことを目的に引き続き事業を展開していく必要があると考えております。

意見交換資料は、皆様、事前にご確認いただいていると思いますので、具体的内容説明については省略しますが、添付している資料1と資料2は、青少年がインターネットを適切に使えるようになることを目的に県が令和元年度から実施している事業を説明したものにになります。

主な概要としては、青少年とその保護者を対象にフィルタリング活用についての講演ですとか、イベントを実施したりですとか、あとツイッター、インスタグラムなどのSNSに静止画とか動画の広告を掲載したり、インターネットとの上手な付き合い方についてのリ

リーフレットを配布したりすることで、青少年とその保護者に対する意識啓発を図って参ったところです。

また、民間事業者とも連携して、青少年の携帯電話の契約時にリーフレットを配布していただくようお願いしたりですとか、それで携帯電話を購入した親子に対して意識啓発を図りつつ、弘前大学の羽渕教授を座長として、行政と移動体通信事業者との民間事業者からなるワーキンググループをつくりまして、効果的な啓発活動の検討を行って、昨年度は、新小学1年生に対して啓発用品、家庭でのネット利用のルールづくりを促すマグネット、冷蔵庫とかに貼るタイプのものになりますけれども、それを配布したところです。

資料3については、当課において隔年で実施している、青少年の意識に関する調査結果からの資料になります。

この調査、県内小中高校生、それぞれ約400名、合計約1,200名程度を対象として実施しているものになります。

平成30年度と令和2年度の調査結果を比較しまして、県で行っている取組というのが、効果を必ずしもあげていると言いつらい状況であると捉えておりました。

例えば、悪口やいじめに繋がる書き込みを「よく見る」、「時々見る」を合わせて、いじめに繋がる書き込みを見る人が平成30年度から令和2年度にかけて増加している。

また、フィルタリング機能を知っている人というのが、30年度から減少している。

また、自分が自由に使える端末のフィルタリングが有効かどうか分からない人が増加している。という状況になっております。

資料4については、県警の、県警察本部の統計データとなっております。

SNS等の介在の福祉犯被害少年が令和3年は令和2年の19人から6人増えて25人となっている状況でございます。

また、新たな懸念材料としては、今年4月1日からの成年年齢引き下げに伴う、インターネットを利用した契約トラブルの増加が考えられます。

4月1日からの成年年齢の引き下げで、18歳で成年となりますので、保護者の同意なく契約することができます。その場合、インターネットを介して、本人が意図しない契約を結んでしまうなどのトラブルの増加が懸念されているところです。

資料の説明については、以上になります。

本日は、審議会委員の皆様の専門的、かつ様々な視点から青少年がインターネットを適切に使用できるようになるための課題とその対応策など、御意見を伺いまして、今後の施策立案の参考にさせていただきたいと思っております。

よろしく申し上げます。

(田名場会長)

ありがとうございます。

事前に柳町委員から、かなり詳しい御意見をいただいております。

まず最初に柳町委員からお話を伺ってよろしいでしょうか。

(柳町委員)

柳町でございます。

青森県警察が事務局を務める、青森県インターネットプロバイダ防犯連絡協議会から来ております。よろしく願いいたします。

事前に発言内容案を事務局の方にお送りしたんですけど、参考意見ということで発言させていただきます。

資料3でございますけれども、問18(2)というところがございます。

「あなたは、インターネットにつながる機器において、悪口や、いじめにつながる書き込みを見たことがありますか。一つ選んでください。」という設問におきまして、全体集計結果の「見たことがない」は59.2%と、最も高いような評価で書かれてありますけれども、これは、下図にありますように、小学生が平均を押し上げているような印象を受けます。

追加で、本日、資料を配付いただいたものがあるかと思うんですけども。こちらを見ますと、小学生のスマートフォンの所有率が30%ぐらいということですから、小学生の回答項目「見たことがない」につきましては、そのまま「見たことがない」というだけではなくて、潜在的に書き込みを見る方法がないというものが含まれている印象を受けました。

ちなみに、小学生で高いのは、インターネットには接続ができるけれども、おそらく書き込みを見ることのできないゲーム機器、こちらの方が70%以上となっております。

この書き込みを見る方法がない場合には、県の事業の効果というのは無関係ではないかなと思われまます。

今回の意見交換テーマの説明文「調査に関する結果」にございますように、「県で行っている取組が必ずしも効果をあげているとは言えない状況」という評価に、もし繋がるのであれば、次回の調査からは、回答項目「よく見る」「時々見る」「見たことはない」に加えまして、「見る方法はない」という、その他の項目を追加されてはどうかという印象を受けました。

元々見ることができない、例えば、親からスマートフォンなどを買ってもらっていない、それから、家庭にインターネットを見る回線がない、そういう状況ですと、これは県の事業ではどうしようもない部分ではないかなと思いました。

「(書き込みを)見る方法がない」を除外しました「よく見る」「時々見る」の割合は、総合評価が異なるものになる印象であると感じました。

以上が参考意見であります。

(田名場会長)

もう一点、続けていただいて、よろしいでしょうか。

(柳町委員)

続きまして、同じ項目でございます。

回答項目「よく見る」それから「時々見る」の補足的な質問としまして、「場所やアプリはどこで見ましたか」が必要である印象を受けました。

場所やアプリが、インターネットの公開掲示板、先ほど出ましたように、YouTubeライブなどのライブ配信のテキスト入力なのか、それとも、自分のクラスのグループチャットなのか、これによっては、意味が変わってくるような印象を受けました。

これは、「見たことがある」という書き込みの登場人物が見知らぬ誰かなのか、それともよく知っている同じ学校の人なのかによって状況が異なるという意味でございます。

また、「よく見る」ということは、その場所をよく知っていて、自分からよく見に行く、そして、自分も書き込めるという意味が潜在的に含まれているかもしれません。

よって、場所やアプリはどこで見ましたかという項目を追加されてもよいのではないかと感じました。

ちなみに、インターネットで民間会社が運営する、小中学生のポータルサイトを見たのですが、そこで、3月末に調査した有効回答数2,700のデータがありました。グループチャットの利用率は、小学生が約30%、中学生の約60%がグループチャットを使ったことがあるというような結果でございました。

この2,700の有効回答は、内女性81%ということで、これは当県の調査と同じように女性の比率が高いというようなことが分かりました。

というのが参考意見でございます。

以上でございます。

(田名場会長)

ありがとうございます。

専門的な観点からの御意見、ありがとうございました。

事務局の方では、いかがでしょうか。

(事務局)

ありがとうございました。

本日の資料は、令和2年度に行った青少年の意識に関する調査の結果ですが、この調査は、2年に1度、行っているもので、今年度が実施する年に当たっております。これから、今の柳町委員のアドバイスなどを参考にしながら、調査項目を精査して、より子どもたちのインターネットに接している環境の実態把握に努められるように、進めて参りたいと思います。

ありがとうございました。

(田名場会長)

柳町委員、よろしいでしょうか。

ありがとうございました。

それでは、皆さんの方から何か御意見、御質問、ございますでしょうか。

こちらから指名させていただいてよろしいですか。

橋本委員、いかがでしょうか。

(橋本委員)

橋本です。

今、2年前に調査しましたっていうことをおっしゃっていたんですけど、丁度、2年ぐらいで、このコロナで学校のインターネット化が進んだりとか、そういうことが2年前より、本当にガラリと変わっている部分があると思うんですね。

私がプライベートで出かける先とかでも、幼稚園とか2、3歳の子とか、そういう、もっとももっと低年齢の子たちが自分専用のタブレットを持っているのを見ますし、今、もう、小学生とかじゃなくて幼稚園とか、もっと乳幼児の段階から1人1台になってきて、スマホが1人1台から、もっと使う子どもの年齢に入ってきているから、小学生がこれから、今の小さい子たちが小学校に入る頃とか、もうちょっと、凄く数字も変わってくるだろうし、それから、コロナになってから、外に出ないでね、ということがあって、ゲームとかタブレットを小中学生に与えて、それで運動させるとか、というのも、学校からの配布のやつじゃなくて、自分の家でっていう人も増えているので、何か、自分の物ではないけど、1人1台みたいな形が増えてきているのかなというふうに思っていました。

なので、ここ、本当、気を付けないと、もっともっと数字が全然変わってくるんじゃないかなというふうに感じています。

ただの意見ですけども。

以上です。

(田名場会長)

現実の肌感覚に合っている御意見と思います。

今年度の調査の際に参考にさせていただければと存じます。ありがとうございます。

福田委員、いかがでしょうか。

(福田委員)

福田です。

今、コロナのことで、関係あるのか分からないんですけど。

フィルタリングの話が出てきたので、子どもがいて、小学校6年生、今、中2になるんですけども、その子の時にモラル教育で、学校でこういうのがあるので来てください、ということ聞きに行ったんです。

その時に、うちの、フィルタリングが付いているか分からないので、やり方、教えてくださいって言ったんですが、分かりましたって、すぐ流されてしまって、その年は、結局、教えてもらえなかったんです。

また、中1の時に、同じように事業者が来たので、また聞いたんですけど、ああ、後でということ、全く聞いてなくて、結局、3年間、フィルタリングが付いているかどうか分からない状態で、今、この会議に来ていて、そんなに大事ではなかったのかなっていう、保護者が聞いても、結局、なあなあにされてしまったなというのが、今あって。

でも、こんだけ事業をやっているんだから、広めたいわけだから、どうしてだろうな？というのを正直思いました。

あともう1つ、小学校や中学校で先生としてやっているんですけども、何て言うんでしょう、インターネット、皆さん、凄く上手に使うんですが、授業中に、例えば、自分の住んでいる地域のことを調べるといっても、どうしてもゲーム感覚で使ってしまうって、授業には集中できていないことがとても多いんですね、見ていて。

なので、例えば、ヤフーキッズとかを使っている小学生は、割と、大人が見せたくないような動画とかは、そういう広告も出てこないの、まだ授業に集中しているようなんですが。中学校になると、もっと自由度が上がってしまって、どうかな？というのを感じていました。

タブレットがきて良かったなと思うのは、中学校では、いじめのアンケートをタブレットにしたことによって、1か月に1回行われているそうなんです。それは、凄く速く集計が出て、早期発見に繋がるとは言っているんですけども。依然として、不登校の方が多くて、やっぱりいじめか何かかなとは思っているんですけども。2年前からコロナでっていうのが出てきて、やっぱりコロナの関係で5月とか6月、運動会があったんですけど、うちの地域では。やっぱり1人出れば、延期、延期で、子ども、練習が何となく重くなってきたなという感じで、どうしても、いじめではないけども、雰囲気が悪いのは確かです。

子どもたちの中でも、例えば、今、関係ないですけど、戦争とかもあって、テレビで、例えば、農業とかの飼料の値段が上がるよとか、そういう暗い話題も多くて、凄く子どものところも大変だなと思った、最後にそうやって子どもがちょっと病んでしまう中で、スクールカウンセラー自体も濃厚接触者だということで学校に来れないことが今、凄く起きていて、そうすると、待っている子どもに対応ができなくて、その子のカウンセラーの代わりに担任の先生とかつくと、心理職じゃないので、またちょっと視点がずれてしまって、来なくなってしまうとか。悪循環を今、見ています。

以上です。

(田名場会長)

幅広い視点からお話をいただきました。

フィルタリングの問題は、先ほどから何度か話題になっている青少年が被害者になる問題とも関連してくるのだと思います。

ありがとうございます。

福田委員、橋本委員は、今期限りで、審議会の任期を終了されるということです。本当にありがとうございました。

学校の話にもなりましたので、小学校長会の三橋委員からお伺いしたいのですが、よろしいでしょうか。

三橋委員、お願いします。

(三橋委員)

戸山西小学校に勤めております三橋と申します。よろしく申し上げます。

今日、様々な事業の資料を御紹介いただきありがとうございました。

学校での端末ということで、今、お話がありましたので、本校においても、子どもたちに1人1台端末が配付されてから、今年度で3年目ということになります。

1年目は、本当にコロナ禍スタートの年といいますか、危機感を持って、子どもたちも保護者の皆さんも先生方も、使わなければならないというような状況でした。

1年目は、初めてづくしの中で使用していくということでしたが、昨年、2年目になりまして、子どもたちの授業で端末を使う景色というのが、日常の風景になったなというふうに感じています。

そこで何が起きてきたかと言いますと、様々なアプリを使って、例えば、会議システムを使って授業をするんですけども、子どもたちの方が、先生が使いこなせない機能を発見したり、家に持ち帰らせていますけれども、家庭の中で先生が知らないうちに、お互いにチャット機能を使って、集まらないでもお話をしたりとか、そういう驚くようなことがありました。

そういった場合には、学校では、これは学習で使う物だと、子どもたちに話をして、指導をしています。

教育委員会から貸与されている端末ですので、かなりセキュリティも高く、これでいいのかしら？というものを見れるようなサイトに行くと、そのところでセキュリティがかかるというような、端末を使いながら、慣れながら使っていくという状況だと思います。

先日、子どもたちと話をしていた時に、先生がプリントの裏を使って、学校周辺のことについて、地図を書きながら説明をしていたら、やり取りをしていた子どもが「先生、端末を貸してくれ」と。地図アプリを使えば、すぐ分かりやすいからと、アプリをパッと開いて、説明をしました。大人と子どものギャップというものをとても感じてしまいました。

嬉しくもあるんですけども、使っている端末と限られたアプリから、他の人たちが分からないようなところで、いろいろな情報交換をしたり、いろいろなものを探したりということが、至るところで多様に行われているかもしれないと、私たちも気持ちを引き締めて、そういったモラルの指導とかをしていかなければいけないなと思いました。

説明いただいた事業の中で、昨年度から、新小学校1年生に対する啓発用品をお渡ししてくださったということですが、今年度は、小学校2年生にも1人1台端末が配付されるそう

です。勿論、その前に、就学前にタブレットを使っている子どももいますし、ゲーム機能、ゲーム機を使ってチャットでお話している子どもたちもいますので、ゲームだから安心ということではなくて、できるだけ早い時期から、そういったものを啓発していくということが大切だと思います。

それから、これは学習で使う物と、先生たちは考えていても、子どもはそれだけではないということだと思います。大人の方が、割と、型にはまった考え方をしているかなと思います。

次々とする機能に関して、どのような使い方をすればいいかということをお大人だけじゃなくて、子どもと一緒に考えるというような、そういう機会が必要かだと思います。

こうしてはいけないというルールを与えるだけでは、本当に追いついていけないということを実感しています。

端末に関しては、私よりも、本当に子どもたちの方が長けているということを実感している今日この頃です。

すみません、長くなりました。

(田名場会長)

ありがとうございます。

身につまされるお話でした。私も子どもたちについていけなくなっているのに気が付かないでいるのかと反省し、お話を聞いておりました。

川浪委員、いかがでしょうか。

(川浪委員)

鯉ヶ沢高校の川浪です。よろしく申し上げます。

高校生なので、そんな、今、衝撃的な、三橋先生の発言みたいなことはあまりないんですけども。ただ、やっぱりいじめの大半がSNSによるものだなというのを深く感じます。

些細な悪口とか、SNSですので、何か語尾が下がるのか上がるのかで、相手が捉える印象が全く変わるという、そういうふうな些細なことから、学校に来れないとか教室に入れないとか、そういうことが、まだ、まだありますので、学校でも毎年、必ず警察や専門業者に依頼しスマートフォン、SNSに関する指導はしていますが、更に高校側の方でも工夫した指導をしていければなと思っておりました。

1人1台端末ですが、高校は、まだ、昨年、やっと入り始めた感じで、自宅に持ち帰るということはしておりませんので、特に大きな問題は起きてないんですけども。これから、いろいろ、各学校さんで自宅に持ち帰る学校さんとか、そうでない学校さんとか、いろいろ出てくるかと思っています。その中では、いろんな問題がまた出てくるかと思っていますので、高校は、これからかなというふうな感じでございます。

ただ、先ほど、三橋委員からもあったとおり、本当に生徒の方が我々よりも物を知ってい

るといふ感じで、先生、これ見てって、スマホを見せてくれたりするんですけども、凄いなというふうには感じます。

今、高校で一番怖いと思うのが、成年年齢の引き下げに伴う新たな問題のところですよ。スマホの普及により契約できてしまうことです。私は、高校長協会の生徒指導部会委員会というところに所属していますが、大きな問題はまだ、4月から起きていないんですけども。多分、これから、本当にいろんなパターンといいますか、いろんなものが出てくるんじゃないかなというふうに、凄く不安です。

学校の方でも4月1日からこういうふうになるんだよ。気を付けてください。という指導はしているんですけども、成年年齢の引き下げに伴う新たな問題に関しては、今後様々な事業を展開していただければ助かります。

高校のところは、そんなところですよ。

(田名場会長)

学校の現状について、私も知っているつもりでも実は知らないことが多いのだということ、改めて認識いたしました。

ありがとうございました。

カウンセラーの話も出てきておりました。青森県公認心理師・臨床心理士協会の方から、成田先生にいらしていただいております。カウンセラーのお立場からでいかがでしょうか。

(成田委員)

臨床心理士の成田と申します。

今、私、発達障害者支援センターステップというところに勤務しております。

今、いろいろ皆さんのお話、大変勉強になりました。

1点、スクールカウンセラーが来校できなくて、心に悩みを抱えているお子さんの相談が聞けないという、そういう現状が、びっくりいたしました。

確かに、支援者の支援がストップしちゃったというのは、コロナの環境下でございまして、スクールカウンセラーって、複数校回りますので、やはり拡散してはいけないという懸念から、やっぱりなかなか控えてしまうというところがあると思います。

私も、発達障害者支援センターに勤めておりますけども、いろんな幼稚園や保育園、訪問しているいろんなお手伝いをするんですけども、それも一時、完全にストップいたしました。

やっぱり、こちらでは伺いたいんだけど、もし何かあって広めてしまったらという懸念から、やはりそういうふうな対応になったんじゃないかと思えます。

だから、昨今、ウェブの活用が結構進んでいますので、スクールカウンセラーについても、もしかしたらウェブで対応するというのもできるのではないかなということがあります。

ただ、ウェブは、直接の会話と違って、やっぱりちょっと、心と心が通じ合い難いとか、相手の表情、態度が感じにくいという制限があります。それでもやっぱり無いよりは、その

辺は検討していかなければならないのかなと、今、伺っておりました。

それから、ちょっと長くなってしまいますけども、発達障害者支援センターに勤めていて、やっぱり発達障害の子ども、このインターネットでいろいろございます。最近感じているのは、若い方、やっぱりこのネット、殆ど活用してしまっていて、そこからいろんな情報を得て、そこでいろんなことを感じているという現状があります。

時々、いろんな相談の電話がかかってくるんですけど、かなり強く落ち込んだという原因を探っていくと、ネットでこんな情報を得たというのと、結構、そういうことに突き当たることがあります。

結構、自分が歪んだ気持ちでネットを検索していると、マイナスのものばかり取り込んで、バイアスがかかっちゃうということがないように思います。ですから、私、そういう時、少しネットを見ないで、ということもありますし、私なりの意見を言って、こういう考え方もあるよって、思考を広げるようにお話を聞くんですけども。やっぱり偏った情報が入りがちというのが、一番懸念されています。

それから、先ほど、お話にありましたけど、小さいお子さんのネットとの関わりというのも、これも発達障害者支援センターの方でも大きくございまして、本当に1歳の子とか、子どもがスクロール、親指でこうやるという映像を見たことがあるんですけども、本当にそのくらい低年齢化していると思います。

幼稚園の子ども、保育園の子どもがY o u T u b eを見ていますし、Y o u T u b eで何を見ているの？って聞いたら、他の子が遊んでいる場面を見るっていうんですね。他の子が遊んでいる様子を見て、自分も真似して同じ遊びをする。模倣学習の一端なのかもしれませんが、直接友だちと遊ぶんじゃなくて、ネット上の友だちと遊ぶみたいな感覚になっているバーチャルの世界なんだなというのも最近、ちょっと心配ということと。

それから、保健師さんとよく仕事をするんですけども、保健師さんの方では、脳の発達、小さいうちにネットとか、ああいうのばかり利用すると、脳の発達にちょっと心配があるんじゃないかということで、結構、そういう話題はよく聞きます。

いろいろな心配はありながらなんですけども、でも、発達障害の方にとっては、スマホというのは、凄く良いツールで、例えば、スケジュール管理ですとか、それから自分の好きな映像をパッと見るとか、音楽を聴くとかで心を落ち着かせるとか。良い使い方もあるので、使い方の教育とか支援とかって必要かなと思っています。

すみません、長くなりましたが、以上です。

(田名場会長)

ありがとうございます。

偏った情報を取得し続けていく問題は、結構身近に起きているのだろうと思って、今、お話を伺っていました。

子どもたちが、インターネット機器を使いながら、子どもたち自身も充実感や喜びを感じ

ることができ、さらに友だちや大人ともそれを分かち合っていけるような使い方を考えていかなければならないと思いました。

こちらの方から指名ばかりして申し訳ありませんが、インターネットの話になりますと、船木先生からお話をお伺いしたくなります。いかがでしょうか。

(船木委員)

青森大学の船木です。

今、ネット、ゲーム依存というふうなことを含めて、皆さんから御意見、貴重な御意見をいただきました。ありがとうございます。

御意見を聴きながら、それぞれ意見、私の意見を述べさせていただきたいので、あちこち行っちゃうかもしれません。よろしくお願いします。

実は、今、群馬大学の伊藤先生と一緒に科学研究ということで、国の予算で3年、今年が3年目の研究をさせていただいています。

去年は、全国の大規模調査を行いまして、その中で6歳以下の、いわゆるSNS、いろいろな機器を所持しているのが、地域によっては50%以上というのが、平然と数字として現れているというのが現状です。

先ほどの、幼稚園児、保育園児が所持しているというのは、もうそれが当たり前のような数字として出ております。

それと併せて、もう1つは、いわゆるネットやゲームということを含めて、それらがどのような影響を及ぼしているかということが、いろいろ問題になるわけですが。

1つは、WHOが国際疾病分類という、精神保健を中心にした分類の中で、今年の1月からゲーム依存というものを疾病として認定をしています。

そういう意味では、依存症としての取扱いとして考えなきゃいけないのと同時にそれらを予防していくということが必要になってきます。

近々ですが、今の5日の日には全国の研修会でネット依存予防計画に基づいて、子どもへのアプローチ研修というものを実施する予定です。これに関しては、また、機会がありましたら皆さんに情報提供させていただきたい、させてもらえればというふうに思っているところです。

コロナ禍であるのは、1つ、ゲーム依存という部分では、何時間ぐらいゲームをしているのか。それから、どれくらいネットに、何て言うのか、先ほどYouTubeの問題でも、うちの大学の学生に尋ねると、ほぼ最近はテレビを見ることはない。YouTubeなんだということを言っております。

その部分では、いわゆる情報をどこから得ているのかということ、1つはこの高齢の私からすると、情報の獲得方法というのは、もはや変わってきてしまっている。その状況の中と合わせて、ゲーム依存的なものも含めて、ゲーム自体が、何時間ぐらいやっているのか。もう授業を始める前まで、机の下でゲームをやっている学生に尋ねたんですが、6時間と平然

に答えるわけですね。1日6時間ゲームをやるのが当たり前みたいに、これは、人による差はあるとは思いますが。そういうふうな状況は、大学生だけじゃなくて、小さい子どもから、そして大人まで、当然あり得るという状況だというふうに思います。

その中でも、関連性を含めて考えた時、いじめや不登校、ひきこもり、それと併せて自殺という状況を含めての検討が、広く検討していく必要があるだろうというふうに思います。

残念ながら、日本では、15歳から39歳までの死亡原因第1位は自殺という数字が、これは世界的には、1位というのは、日本だけという特徴的な数字が出されています。それらを、やはり考えた時に、いじめや不登校、ひきこもりということで、国が自殺対策大綱の中では、自己肯定感を持てるようにもっと広げるべきだということを大きなテーマとして改正をされていますけども、それ以外では、教育の現場だけではなくて、家庭や地域の中でそういうものが作られるかというのは、非常に大きな意味合いがありますから、今日、県が提案をされていたものが、1つ1つ、確実に実践されて成果があげられることは、非常に大きな政策効果だと思います。

私自身も学生とともに県の対話集会に参加をさせていただいていますが、それは、1つは、適切に、やはり良い形で実施されるということが、より効果的な形で行われていくだろうと思っているところです。

もう1つは、先ほどのゲーム依存の推定値として出されているのは、高校生が90万人ほどゲーム依存だろうということも推定としては調査の中で出されている部分であります。

このゲーム依存のことは、先ほど、疾病分類で出されたということですが、基本的には、脳障害に影響を及ぼす。それから、身体的には、目ですね。眼科系の関連性も含めて出てくるだろうと。それは、当然、身体的な依存等への関連性も併せてということになるので、非常にそれも、やはり研究している必要性は非常に緊急に必要であろうと。

もう1つは、先ほどスクールカウンセラーのお話がありましたけれども、スクールカウンセラーと同時に、私自身は、精神保健、社会的な視野からいいますと、ソーシャルワークという分野で研究させていただいております。

そういう面では、スクールソーシャルワーカーの位置づけというのが、まだまだ不十分であって、スクールソーシャルワーカーは、やはり、生徒の環境調整、家庭や地域、学校としての調整をしていく1つの大きな役割ですし、それから対人関係、人間関係の調整に1つ支援をしていくという役割としては大きいだろうと。

その面では、やはり役割の配置を今後とも強めていただければというのが、1つの希望としてあります。

先ほど、お話したように、この事業というのは、青森県全体的には、いわゆる多くの、全ての課がこれらの目標を持って実施をしておりますので、いわゆる、俗にいう縦割り行政的なものではなくて、課が、それぞれの課が手を繋いでネットワークをしていく中で実施をしていく。それと併せて教育の現場と同時に進めていくことが必要であるというふうに思います。

ヤングケアラーの問題でも、文部科学省からは、実態をきちんと把握して、支援ができるならばしなさいという通知は、この間、学校関係者に来ていたかと思います。私の大学でまたま目にした通知でしたので、ただこれを具体的にどうするかということが出されていないので、そういう取組ができるかということも基本的には、行政サイドと手を組んでやっていく必要性はあるだろうと思います。

特に大学の私の立場から言うと、問題が生じた場合には、大学を辞めざるを得ないという現実的な課題もあるので、そういうことだけは、やはり健康を保障するという社会的な役割というのは、非常に重要ななと思っています。

ちょっとざらざらとお話をさせていただきました。

以上で終わらせていただきます。

(田名場会長)

今日の審議全体を総括いただくお話だったと思います。

インターネットの課題については、様々な角度で、そして専門家と、あるいは一般の方と手を携えながら対応していく必要があることを改めて感じました。

自殺などといった重い問題になる前に、何とか食い止める方策を皆で考える必要があると思いました。

ありがとうございます。

時間の方がギリギリになってしまいました。

今日は、私の方から指名ばかりしてしまいました。委員の先生方、お一人、お一人、いろいろとお考えになっていること、お話ししたいこともあったかと思います。

後で御意見をいただく議題も先ほどありましたが、このインターネット利用に関する課題につきましても、また後日、事務局あて、三上さんあて、何か情報がございましたらメールでお伝えいただくということで、申し訳ありませんが、お願いいたします。

つたない進行で申し訳ありませんでした。

それでは、進行を事務局にお返しします。

(事務局)

田名場会長、そして委員の皆様、どうもありがとうございました。

先ほど、会長からお話いただきましたネットの関係の御意見も、先ほど、自分も次期計画の関係で御意見の方、伺いたいと思っておりましたので、それと併せて御意見を寄せていただければ助かります。

よろしく願いいたします。

それでは、本日、委員の皆様からいただきました御意見、御提言を今後の取組、そして次期計画の方の参考にさせていただきたいと考えておりますので、引き続き御協力いただければありがたいと思います。

どうも本日はありがとうございました。